

今月のテーマ

## 【速報】「働き方改革関連法」が遂に成立！

6月29日、「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が参院本会議で可決・成立しました。本法は、2019年4月1日から順次施行される予定ですが、施行日まで1年を切っている改正項目もあり、対応が急務です（右表参照）。

★1「時間外労働の上限規制」について、新技術・新商品の研究開発の業務は適用除外です。また、建設事業、自動車運転業務、医師については、改正法施行から5年間は適用が猶予されます。

★2「同一労働同一賃金」とは、正規と非正規の労働者の間の不合理な待遇差の解消を図るもので、労働契約法、パートタイム労働法および労働者派遣法の改正により実現が図られます。なお、労働契約法20条をパートタイム労働法8条に統合し、法律名を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改称することとされています。

改正法の詳細は、引き続き本誌にて取り上げていきます。

改正項目	施行日	大企業	中小企業
時間外労働の上限規制(★1)		2019年4月1日	2020年4月1日
建設事業、自動車運転業務、医師の上限規制適用の猶予措置		2024年3月31日まで	
60時間超の割増率50%に		(施行済)	2023年4月1日
・年休5日間取得を義務付け ・フレックスタイム制の見直し ・高度プロフェッショナル制度の創設		2019年4月1日	
労働時間状況把握について省令で定める方法によることを義務付け		2019年4月1日	
勤務間インターバルの努力義務化		2019年4月1日	
同一労働同一賃金(★2)		2020年4月1日	2021年4月1日



### 労働者派遣「2018年問題」をご存知ですか

#### 労働契約申込みみなし制度の対象となる可能性も

2015年9月30日の労働者派遣法改正により、派遣期間の制限がなかった専門業務を含め、すべての業務の派遣期間の上限が3年までに制限されましたが、間もなく、改正法施行より3年が経過します。このため、改正法施行後に締結された派遣契約について、早ければ今年の9月30日以降、原則として同じ部署で3年を超えて派遣を受け入れ続けることができなくなります（過半数代表者からの意見聴取の例外あり）。派遣受入が可能な期間を過ぎても派遣受入を継続すると違法派遣となり、派遣先事業主が派遣労働者に対して直接雇用の申込みを行ったものとみなされる「労働契約申込みみなし制度」の対象となります。派遣労働者を受け入れている場合は、改正法施行後の契約期間に注意が必要です。詳細については、担当までお問い合わせください。



### 解雇無効時の金銭解決 制度化を検討へ

近年、解雇・雇止め等の個別労働関係紛争が増加傾向にあることから、一般的な民事訴訟のほか、あっせんや労働審判が制度化されましたが、解雇無効と決定しても職場復帰率が低いことや民事訴訟に比べて低廉な額で紛争が解決していること等を受けて、解雇無効となった場合に、労働者が金銭を請求できる制度（金銭救済制度）について、今年6月12日より「第1回 解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」において具体的な検討が始まりました。

解雇の金銭解決制度については、これまでも厚生労働省の研究會や労働政策審議会で議論されてきましたが、反対意見も多く、制度化には至っていません。今回の検討会では、対象となる解雇の範囲、金銭の支払を請求する権利の発生要件、支払われる金銭の水準（上下限等）をどうするかといった、具体的な論点について議論される予定です。制度化が実現すれば、退職・解雇をめぐる人事労務の実務上、大きな影響が生じます。ヒューマンテック通信では、今後もこの検討会の動向をお伝えしていきます。



### 36協定未届事業場の指導 民間に委託

#### 全国約36万事業場が対象に

厚生労働省は、全国の36協定の未届事業場に対し、7月より相談指導事業を実施します。36協定が届出されていない事業場に対し、厚生労働省から委託された民間の事業者より、協定締結の有無や労働時間の状況について記載する自主点検調査票が送られ、その結果に基づき、問題がある事業場や報告書を提出しない事業場等に対し、民間の専門家（社会保険労務士や監督官OBなど）による集団または個別訪問による相談指導が実施されます。

これまで、労働基準監督官の不足から36協定自体を提出していない事業者への指導はほとんど実施されていませんでしたが、今回は3年間で全国36万事業場（初年度は13万5千事業所）が対象となるとされており、未届事業場への初めての大規模な相談指導事業となる予定です。



### 弊所のセキュリティ③ システム編

今号では、PCやサーバ環境等のシステム周りに関するセキュリティ上の取扱い（概要）をご紹介します。

- **社内サーバと社外データセンター**  
高レベルなセキュリティ対策がとられた社内サーバと24h監視の社外データセンターをデータの内容により使い分け、トラブルリスク等の分散対策を実施。
- **内部の漏洩を想定した対策**  
Webメールの禁止。USBメモリの使用制限、SNS等のサイト閲覧制限。PCローカルへのデータ保存の禁止。不正PC遮断システムの導入（個人PC等の接続制限）。
- **外部からの攻撃に備えた対策**  
不正通信制御Hubシステム（外部からの不正アクセス遮断）、ランサムウェア対策（不正通信からのガード）。
- **顧問先様との機密データファイルの受渡し**  
SSL暗号化通信による送受信システム（ASP）を利用。